平成１８年5月１２日

各　　位

会　社　名　　日本コンピューター・システム株式会社
代 表 者 名　　代表取締役社長　松木　謙吾
（コード番号　９７０９　大証・市場第二部）
問 合 せ 先　　取締役 経営管理室長　夏木　潔
ＴＥＬ（０６）６９４６－１９９１

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

平成１８年5月１２日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法３６２条４項第６号、会社法施行規則第１００条第１項第４号）

①当社の取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、会社の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、公正且つ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

②取締役は、全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程を作成し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築する。

２．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第１００条第１項第３号）

①取締役会は、取締役の経営者としての職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。また経営執行段階の意思決定の効率化及び適性化のため経営会議、部門長会議等各種会議体を設置する。

②業務執行のマネジメントについては、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、十分な協議がなされる体制をとるものとする。

③職務遂行を効率的に行うために、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行う。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（会社法施行規則第１００条第１項第１号）

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第１００条第１項第２号）

当社の業務推進に伴う損失の危険（以下、リスクという）の管理については、各担当部署及び各委員会にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えることとする。

５．当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法施行規則第１００条第１項第５号）

①関係会社管理規程の定めるところに従い、子会社及び関連会社（以下、子会社等という。）を含めた企業集団としての経営効率の向上を図るとともにコンプライアンス体制を整備する。

②ＮＣＳグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

③子会社等の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け重要案件についての事前協議を行う。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（会社法施行規則第１００条第３項第１号、第２号）

監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査役の職務を補助すべき組織として監査室が担当する。監査室の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の意見を聴取する。

７．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

（会社法施行規則第１００条第３項第３号）

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第１００条第３項第４号）

①常勤監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書等重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

②代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。

③監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的な会合をもつ。

④監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的な会合をもつ。

以　上